

令和6年度 福岡市一時預かり事業（一般型） 事業者の選考方法等について

1 選考方法

市が設置する「福岡市一時預かり事業補助対象事業者選考に係る協議会」において、応募書類及び現地確認、事業者ヒアリング等をもとに、下記の審査基準により評価を行い、評価の点数及び協議会委員の意見等を踏まえ、事業者を決定する。

ただし、審査の結果、適切な事業者がない場合は、該当なしとする。

2 書類の審査

応募書類に基づき資格要件を審査する。

3 現地確認

実施施設、保育の様子について、現地確認を行う。

（安心・安定度、夢中度、関係性、保育環境 など）

4 事業者ヒアリング

「福岡市一時預かり事業補助対象事業者選考に係る協議会」において、事業者ヒアリングを行う。

5 評価（審査基準）

別紙「一時預かり事業補助対象事業者選考評価シート」により評価を行う。

（1）個別評価

次の項目について、個別評価を行う。

なお、点数及び評価の基準は、「特に優れている 5点」、「優れている 4点」、「標準 3点」、「やや劣っている 2点」、「劣っている 1点」とする。

- ① 一時預かり事業運営に対する明確な理念があること
- ② 事業運営を的確に遂行するために必要な能力が十分であること
- ③ 市民の正当かつ公平な利用の確保が可能であること
- ④ 子どもの権利等に配慮した事業運営が可能であること

（2）総合評価

補助対象事業者として適切であるかについて、総合評価を行う。

なお、点数及び評価の基準は、「概ね適切 10点」「改善すべき項目がある 6点」、「不適切 0点」とする。

※評価点の合計 100 点満点中、60 点を最低選考基準とする。最低選考基準を満たさない場合は選考しない。

○個別評価基準(各項目5点満点で5段階評価)

【評価方法】各項目について5段階評価を行う

5点	非常に優れている
4点	優れている
3点	標準
2点	やや劣っている
1点	劣っている

※「事業運営に対する理念」及び「事業運営遂行能力」については、
集計時に配点を2倍とする。

事業運営に対する理念	配点
応募した動機及び目的等 ◆一時預かり事業運営に対する法人等の理念が、当該事業の目的に合致しているか。 ◆事業運営への意欲・熱意はあるか。	5 × 2
運営遂行能力	
預かり事業の実績 ◆就学前児童の預かり事業の実績を十分に有すると認められるか。	5 × 2
施設計画 ◆一時預かり事業実施のために十分なスペースが確保されているか。 ◆施設が駅周辺等利便性の高い場所に立地しているなど、事業を実施するのに適した場所か。	5 × 2
事業実施計画 ◆乳幼児の発達過程を踏まえた遊びや生活の考え方が適切に定められているか。 ◆一時預かりを利用する児童の保護者への支援として、子育て相談などの具体的な方策が定められているか。 ◆利用者増に向けた方策が具体的に定められているか。	5 × 2
職員配置計画 ◆人員体制が適正なものであるか。(職員数、配置計画、資格・能力・研修計画等)	5 × 2
安全対策 ◆保育室等の室内環境の安全性が確保されているか。 ◆事故発生や災害時、防災・防犯について、具体的な対応策(マニュアル等)が整備されているか。	5 × 2
衛生管理 ◆保育室等の衛生面の配慮は十分であるか。	5 × 2
資金計画 ◆事業実施にあたり、十分な経営能力があるか。 ◆事業の資金計画が適切に定められているか。	5 × 2
市民の正当・公平な利用の確保 ◆事業の目的を踏まえた運営方針を職員一人一人が正確に理解し、実践できるような体制となっているか。 ◆保護者の意見や要望を把握し、的確に対応できる仕組みが整っているか。 ◆個人情報適切に管理する体制が整っているか。	5 × 1
子どもの人権への配慮 ◆子どもの心身の発達や活動の実態、性差、国籍等の個人差などに十分配慮されたものになっているか。	5 × 1

○総合評価基準(10点満点で3段階評価)

【評価方法】3段階評価を行う

10点	概ね適切
6点	改善を要する事項がある
0点	不適切

総合評価	配点
◆一時預かり事業の補助対象事業者として適切であるか。	10

※評価点の合計100点満点中、60点を最低選考基準とする。最低選考基準を満たさない場合は選考しない。